

固定資産〔証明・閲覧〕申請書

※太枠内に記載されている□に✓を付け、所要事項を記入してください。

年 月 日 次のとおり証明・閲覧を申請します。

東京都 都税事務所長 殿

証明

- 評価証明
 土地・家屋
 償却資産(区) (年度)
 関係(公課)証明
 土地・家屋
 償却資産(区) (年度)
 物件証明

閲覧

- 課税台帳
 土地・家屋
 償却資産(年度)
 土地・家屋名寄帳
 地籍図

申請者 所有者 代理人 相続人 その他()

住所 (所在)

フリガナ

氏名 (名称)

電話

使用者

※使用者の方が申請書を提出する場合は、以下の事項も記入してください。

申請者が法人の場合で、その従業員の方が申請書を提出する場合(従業員証、本人確認書類等)

申請者が弁護士等の場合で、その事務職員の方が申請書を提出する場合(弁護士等あて委任状、補助者証、本人確認書類等)

住所

フリガナ

氏名

電話

証明・閲覧の対象となる固定資産の納税義務者(申請者に同じ)

証明・閲覧を必要とする理由

住所(所在)

※申請者と同じ場合は記入不要です

フリガナ

氏名(名称)

※申請者と同じ場合は記入不要です

- 登記所(通) 金融機関(通)
 裁判所(通) 税務署(通)
 官公庁() (通)
 参考資料(通)
 その他() (通)

年度	区分	物件の所在地(登記簿の地番)					証明番号
		区	(町)	丁目	地番	家屋番号	
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋						
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋						
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋						
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋						
	<input type="checkbox"/> 土地 <input type="checkbox"/> 家屋						

※同一所有者の物件については、土地・家屋に係る証明の種類ごと、区ごとに、1枚の証明書に最大3物件表示されます。

申請者 納税義務者 代理人 相続人 法人の代表者 法人の従業員 納税管理人 借地・借家人 共有者氏名表
 賦課期日後の所有者 民事訴訟等の申立人 強制競売等の申立人 競売の買受人 その他()

申請権限 委任状 除籍/戸籍謄本・法定相続情報(職印有)(年 月 日死亡 続柄【 】) 賃貸借契約書 賃貸料払込領収証書 不動産登記簿謄本 商業登記簿謄本 売買契約書 売買代金払込領収証書 訴状等 不動産競売申立代金納付期限通知書 媒介契約書 税務代理権限証書 その他() 必要 不要

本人確認	A	官公署が発行した書類(顔写真付)		A1
		運転免許証 旅券 在留カード マイナンバーカード 住民基本台帳カード 身体障害者手帳 ()士証明書類 その他()		
B	官公署が発行した書類(顔写真なし)	被保険者証(又は資格確認書) 共済組合員証(又は資格確認書) 国民年金手帳 住民基本台帳カード その他()		B2
		C		
C	国税又は地方税の納税通知書 国税又は地方税の領収書(自動車税及び軽自動車税を除く) 公共料金領収書 キャッシュカード	クレジットカード 預(貯)金通帳 学生証(顔写真付) 東京都シルバーパス 法人が発行した身分証明書(顔写真付) その他()		B1 C1

本人確認番号控 (A・Bのみ)	担当者	種類	納税通知書番号	件数	手数料		
					400円	100円	300円
〔手数料確認欄〕 窓口職員が収納金額をお伝えしたあとに、お買い求めください。 証明は1件400円(※)、閲覧は1件300円です。 ※同一所有者(同一納税通知書番号)が所有する同一区内の物件の証明を2件以上申請される場合は、2件目以降は1件につき100円となります。		評・関・物・覧		件	件	件	件
		評・関・物・覧		件	件	件	件
		評・関・物・覧		件	件	件	件
		評・関・物・覧		件	件	件	件
		手数料計	円	内訳	円	円	円

◎申請者(使用者)の本人確認書類の写しをとり、個人情報に付いては厳重に取り扱い、目的外の利用は一切いたしません(個人情報の保護に関する法律等)で定める場合を除く。
 ◎申請書・委任状の偽造又は偽造した申請書・委任状を行使した者は、刑法第百五十九条(私文書偽造等)又は同法第百六十一条(偽造私文書等行使)の規定により罰せられます。
 ◎申請に疑義が生じた場合は、納税義務者の連絡先へ電話連絡させていただきます。なお、お電話がつかない場合は、発行をお断りする可能性があります。
 ◎個人情報保護に関する法律第七十六条の規定に基づき所有者本人等から証明・閲覧申請書の開示請求があった場合は、本申請書も全部開示となります。